



環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年1月28日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項に基づき、「(仮称) 主要地方道横浜上麻生道路整備事業（下麻生工区）」に係る条例見解書の縦覧を次のとおり行います。

※ 「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市 川崎市長 阿部 孝夫 川崎市川崎区宮本町1番地
	指定開発行為の名称	(仮称) 主要地方道横浜上麻生道路整備事業（下麻生工区）
	指定開発行為の種類	道路の新設又は車線の増設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区下麻生2丁目地内 ほか
	指定開発行為の目的	道路整備及び交差点整備
	指定開発行為の内容	延長：940m 計画幅員及び車線数： 設計起点～下麻生交差点：22m、4車線 下麻生交差点～設計終点：18m、2車線
	指定開発行為の施行期間	着工予定：平成20年度 完了予定：平成32年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成20年1月28日（月） ～平成20年2月26日（火） （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm